

市議会議員 様

柳井市長 井 原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- 議案第 3 号 柳井市手話言語条例の制定について
- 議案第 4 号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 柳井市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 8 号 柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 9 号 柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 10号 柳井市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 11号 柳井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 12号 柳井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 13号 柳井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第 14号 柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 15号 柳井市漁港管理条例の一部改正について
- 議案第 16号 柳井市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 17号 柳井市空家等対策協議会設置条例の一部改正について

- 議案第 18 号 柳井市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 19 号 柳井市公民館条例の一部改正について
- 議案第 20 号 柳井市立図書館条例の一部改正について
- 議案第 21 号 サンビームやない条例の一部改正について
- 議案第 22 号 柳井市文化福社会館条例の一部改正について
- 議案第 23 号 柳井市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 24 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 議案第 25 号 財産の取得について
- 議案第 26 号 市道路線の変更について
- 議案第 27 号 令和 6 年度柳井市一般会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度柳井市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 6 年度柳井市市有林野区事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 6 年度柳井市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 6 年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 6 年度柳井市水道事業会計予算
- 議案第 33 号 令和 6 年度柳井市下水道事業会計予算
- 議案第 34 号 令和 5 年度柳井市一般会計補正予算（第 10 号）
- 議案第 35 号 令和 5 年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 36 号 令和 5 年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 37 号 令和 5 年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 38 号 令和 5 年度柳井市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 39 号 令和 5 年度柳井市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 報告第 1 号 平郡航路有限会社の経営状況について



柳井市告示第11号

令和6年第1回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年2月22日

柳井市長 井原健太郎

- 1 期 日 令和6年3月4日
- 2 場 所 柳井市議会議場



## 議案第3号

柳井市手話言語条例の制定について

柳井市手話言語条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

### 柳井市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

言語は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために不可欠なものとして、人類の発展に大きく寄与してきた。

ろう者は、聴覚に障害があるため、音声による言語ではなく、手話を使って生活をしている。

手話は、ろう者にとって生きていくために必要な言語であり、「いのち」と同様に大切なものとして受け継がれ、発展してきた。

しかしながら、これまで社会的に手話が言語として認められてこなかったことや、手話を自由に使うことのできる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることも十分な意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、平成18年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられた。このことにより、手話に対する社会的認知や理解が進みつつあるが、本市において十分に共有される状況には至っていない。

ろう者の手話により意思疎通を円滑に図る権利が尊重され、手話を使って日常生活や社会生活を安心して営むことができる地域社会を実現するためには、手話やろう者への理解を広め、手話の普及を通じて、誰もが手話を使いやすい環境を整備していく必要がある。

ここに私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進することにより、ろう者を含む手話を必要とする人の自立と社会参加の促進を図るとともに、手話をかけ橋として、全ての市民がお互いを認め合い、支え合いながら、心豊かに安心して暮らすことのできる柳井市を目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害がある者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- (2) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市の区域内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 手話関係者 手話通訳を行う者その他の手話に関する活動を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有することを踏まえ、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、内部組織の連携を図るとともに、ろう者及び手話関係者の意見を聴く機会を設け、その反映に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

- 2 ろう者及び手話関係者は、市との協働により手話に関する施策を推進するものとする。
- 3 事業者は、ろう者を含む手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備について、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(市の基本的施策等)

第6条 手話を使用しやすい環境を整備するための市の基本的な施策は、次のとおりとする。

- (1) 手話及びろう者への理解の促進に関する施策
- (2) 手話の普及及び啓発に関する施策
- (3) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
- (4) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (5) 手話通訳を行う者の養成及び確保に関する施策
- (6) 手話の習得の機会の確保に関する施策
- (7) 手話による言語獲得の支援に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

- 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と整合を図るものとする。

(教育の機会を通じた理解の促進)

第7条 市は、学校等及び地域における教育の機会を通じて、手話に接する環境づくりその他の手話に親しむ取組により、手話及びろう者への理解の促進に努めるものとする。

(医療及び福祉分野における環境の整備)

第8条 市は、医療関係事業者及び福祉関係事業者と協力して、ろう者が手話を使用して医療機関の受診及び福祉サービス等の利用ができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(災害時の対応)

第9条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳の担い手の確保)

第10条 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号による手話通訳者を派遣し、及び設置する事業を実施するため、地域において手話通訳を担う人材の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談支援等の実施)

第11条 市は、聴覚に障害のある子どもの乳幼児期における言語獲得を支援するため、手話に関する情報提供及び相談支援を行うよう努めるものとする。

(手話環境の提供)

第12条 市は、手話の獲得及び習得を支援するため、ろう者及び手話関係者と協力して、地域の社会資源を活用すること等により、手話を使う機会その他の手話環境を提供できる仕組みの構築に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第4号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について  
市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原健太郎

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例  
市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年柳井市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号

柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年柳井市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（6）特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（7）利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

議案第6号

柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原健太郎

柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

柳井市職員の育児休業等に関する条例（平成17年柳井市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第7号

柳井市国民健康保険税条例の一部改正について

柳井市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

柳井市国民健康保険税条例（平成17年柳井市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.6」を「100分の7.4」に改める。

第5条第1号中「22,400円」を「20,400円」に改め、同条第2号中「11,200円」を「10,200円」に改め、同条第3号中「16,800円」を「15,300円」に改める。

第21条第1項第1号イ中「15,680円」を「14,280円」に、「7,840円」を「7,140円」に、「11,760円」を「10,710円」に改め、同項第2号イ中「11,200円」を「10,200円」に、「5,600円」を「5,100円」に、「8,400円」を「7,650円」に改め、同項第3号イ中「4,480円」を「4,080円」に、「2,240円」を「2,040円」に、「3,360円」を「3,060円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の柳井市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 8 号

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年柳井市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項に規定する通知）」を加える。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第9号

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正  
するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条  
例

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年柳井市条例  
第17号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」を  
「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）  
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第28条第7号イの表4階以上の階の項及び第43条第8号イの表4階以上の階の項中「外  
気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大  
臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。  
）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、  
同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」  
を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、  
この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文  
字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい  
う。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものにつ  
いては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に  
よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理  
の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第10号

柳井市介護保険条例の一部改正について

柳井市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市介護保険条例の一部を改正する条例

柳井市介護保険条例（平成17年柳井市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「30,600円」を「27,840円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「45,900円」を「41,920円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「45,900円」を「42,220円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号から第9号までを次のように改める。

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 73,440円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 79,560円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 91,800円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 104,040円

第3条第1項第10号中「前各号のいずれにも該当しない者」を「令第38条第1項第10号に掲げる者」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 128,520円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 140,760円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 146,880円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「18,360円」を「17,440円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「18,360円」を「17,440円」に、「30,600円」を「29,680円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「18,360円」を「17,440円」に、「42,840円」を「41,920円」に改める。

第5条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の柳井市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第11号

柳井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年柳井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項ただし書中「業務又は」を「職務又は」に改め、同条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設内」を「敷地内」に、「業務」を「職務」に改める。

第7条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「できる」の次に「ものとする」を加える。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定

する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。  
(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。  
(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3後段中「第59条の12」を「第59条の10」に、「同項第3号中「次条において準用する第28条」を「同項第4号中「次条において準用する第28条」に、「同項第4号中「次条において準用する第38条」を「同項第5号中「次条において準用する第38条」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条第5項中「業務」を「職務」に改める。

第62条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、同項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1

号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項中「業務」を「職務」に改め、同項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第10項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第83条第1項ただし書中「業務」を「職務」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規

定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第110条第4項及び第5項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第111条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第117条第5項及び第6項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条前段中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第5項及び第6項ただし書中「業務」を「職務」に改め、同条第7項第2号を次のように改める。

(2) 介護医療院 介護支援専門員

第130条第8項及び第9項中「業務」を「職務」に改め、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第138条第4項及び第5項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければ

ばならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条前段中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同号中「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第151条第10項、第11項ただし書及び第16項中「業務」を「職務」に改める。

第152条第1項第7号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第157条第4項及び第5項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に、「を記録すること」を「の記録を行うこと」に改め、同条第6号中「に規定する苦情の内容等を記録すること」を「の規定による苦情の内容等の記録を行うこと」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録すること」を「の記録を行うこと」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入居者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協定医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条前段中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第182条第6項及び第7項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中「業務」を「職務」に改め、第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」

を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条第5号及び第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条前段中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の柳井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講

じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

## 議案第12号

柳井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年柳井市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「業務」を「職務」に改める。

第6条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条」を「第44条」に改める。

第10条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、同項中「同一敷地内にある」を削り、同項後段中「場合」を「場合は」に改める。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲

載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項中「業務」を「職務」に改め、同項の表中「指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第10項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第45条第1項ただし書中「他の業務」を「他の職務」に、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。

）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条の見出しを「（身体的拘束等の禁止）」に改め、同条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第2項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第71条第4項中「業務」を「職務」に改める。

第72条第1項ただし書中「業務」を「職務」に、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、「できる」の次に「ものとする」を加える。

第78条の見出しを「（身体的拘束等の禁止）」に改め、同条中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束等」を「の規定による身体的拘束等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の柳井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第13号

柳井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

柳井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原健太郎

柳井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

柳井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年柳井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第32号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を

「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条中第29号を第31号とし、第18号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号」を「第5号」に、「第12号」を「第14号」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同号を同条第16号とし、第3号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第13号」を「第16条第15号」に改め、同項第2号イ中「第16条第7号」を「第16条第9号」に改め、同号ウ中「第16条第9号」を「第16条第11号」に改め、同号エ中「第16条第15号」を「第16条第17号」に改め、同項第5号中「第30条第2項に規定する」を「第30条第2項の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第29条第2項に規定する」を「第29条第2項の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第19条に規定する」を「第19条の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「第16条第28号」を「第16条第30号」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第1項ただし書中「第16条第20号」を「第16条第22号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の柳井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければな

らない。」とあるのは「削除」とする。

## 議案第14号

柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原健太郎

柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年柳井市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「次章の規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「第33条第15号に規定する」を「第33条第15号の規定による」に改め、同項第5号中「第29条第2項に規定する」を「第29条第2項の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第28条第2項に規定する」を「第28条第2項の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第18条に規定する」を「第18条の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条中「第2条」を「第4条」に改め、同条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 33 条第 16 号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第 33 条第 28 号の次に次の 1 号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第 36 条第 1 項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第15号

柳井市漁港管理条例の一部改正について

柳井市漁港管理条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原健太郎

柳井市漁港管理条例の一部を改正する条例

柳井市漁港管理条例（平成17年柳井市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第15条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「許可を受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、「同条」を「法第39条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

柳井市営住宅条例の一部改正について

柳井市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原健太郎

柳井市営住宅条例の一部を改正する条例

柳井市営住宅条例（平成17年柳井市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号ア中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号イ中「配偶者暴力防止等法第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「（配偶者暴力防止等法第28条の2において）」の次に「これらの規定を」を加える。

別表中

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4276 番地 1	昭和 41	準耐火構造平家建て	22	を
----------	-----------------	-------	-----------	----	---

」

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4276 番地 1	昭和 41	準耐火構造平家建て	24	に、
----------	-----------------	-------	-----------	----	----

」

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4276 番地 15	昭和 41	準耐火構造平家建て	6	を
----------	------------------	-------	-----------	---	---

」

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4276 番地 15	昭和 41	準耐火構造平家建て	4	に、
----------	------------------	-------	-----------	---	----

」

「

柳井市営新庄北住宅	柳井市新庄 1536 番地 1	昭和 50	準耐火構造 2 階建て	12	を
柳井市営あさひ住宅	柳井市柳井 4817 番地 1	昭和 48	準耐火構造平家建て	6	

」

「

柳井市営新庄北住宅	柳井市新庄 1536 番地 1	昭和 50	準耐火構造 2 階建て	12	に
-----------	-----------------	-------	-------------	----	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

柳井市空家等対策協議会設置条例の一部改正について

柳井市空家等対策協議会設置条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

柳井市空家等対策協議会設置条例（平成28年柳井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

柳井市都市公園条例の一部改正について

柳井市都市公園条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原健太郎

柳井市都市公園条例の一部を改正する条例

柳井市都市公園条例（平成17年柳井市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 有料公園施設のうち別表第2に掲げる施設については、その管理、運営等について必要な事項を別に条例で定める。

第11条中「別表第2から別表第6まで」を「別表第3から別表第7まで」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、柳井ウェルネスパークの管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとし、指定管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

第24条第2項及び第4項中「別表第4から別表第6まで」を「別表第5から別表第7まで」に改める。

第25条中「別表第1の第1欄」を「第23条第1項」に改める。

別表第1中「別表第1（第6条、第7条、第23条、第25条）」を「別表第1（第6条、第7条）」に改め、同表に次のように加える。

翠が丘防災 運動公園	柳井市立柳井 図書館	別に条例で定める。	別に条例で定める。
---------------	---------------	-----------	-----------

別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第11条関係）

占用物件	単位	使用料
電柱その他の柱類、変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1本につき1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額の例により算定した額
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	2円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	占用面積1㎡につき1年	230円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	320円
協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	その面積1㎡につき1日	当該土地の価格の1,000分の0.2を超えない額の範囲内で市長が定める額
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	占用面積1㎡につき1月	440円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	占用面積1㎡につき1月	440円
その他のもの		市長が定める額

## 備考

- 1 土地の価格とは、当該土地の適正な時価をいう。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる面積若しくは長さが0.01㎡若しくは0.01m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01㎡若しくは0.01m未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 3 使用料の額が年額で定められているものについては、その占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算し、使用料の額が月額で定められているものについては、その占用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

- 4 占有期間が1月未満のものに係る使用料の額は、前各号の規定により算出した金額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 5 使用料の算定において10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

有料公園施設のうち、その管理、運営等について必要な事項を別に条例で定めるもの

公園名	有料公園施設
翠が丘防災運動公園	柳井市立柳井図書館

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、この条例による改正後の別表第4の規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

柳井市公民館条例の一部改正について

柳井市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原健太郎

柳井市公民館条例の一部を改正する条例

柳井市公民館条例（平成17年柳井市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教養室	61.77	1,320円	1,760円	1,980円
調理実習室	114.40	2,200円	2,750円	3,300円
会議室	60.06	1,320円	1,760円	1,980円

を

」

「

教養室	61.77	1,320円	1,760円	1,980円
調理実習室	114.40	2,200円	2,750円	3,300円
会議室	60.06	1,320円	1,760円	1,980円
多目的ルーム	56.91	1,320円	1,760円	1,980円

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第20号

柳井市立図書館条例の一部改正について

柳井市立図書館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市立図書館条例の一部を改正する条例

柳井市立図書館条例（平成17年柳井市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条の表柳井市立柳井図書館の項中「3670番地1」を「3776番地2」に改める。

第4条第2項中「柳井市立柳井図書館視聴覚室（以下「視聴覚室」という。）」を「別表第1及び別表第2に掲げる施設、設備等（以下「施設等」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

第5条及び第6条を次のように改める。

（利用の拒否）

第5条 教育委員会は、第4条第1項の規定により資料を利用する者（以下この条において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

（1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）教育委員会の指示に従わないとき。

（許可の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

（1）公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

（2）建物及び附属設備を破損するおそれがあると認めるとき。

（3）管理上支障があると認めるとき。

第9条を第15条とし、第8条を第14条とし、第7条を第13条とし、第6条の次に次の6条を加える。

（特別の設備等）

第7条 第4条第2項の規定により施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に当たって特別の設備をし、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（目的外使用の禁止）

第8条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を、使用期日までに納入しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は使用許可条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第4条第2項に規定する許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力による事由により使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。
- (5) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第9条関係）

柳井市立柳井図書館スタジオ基本使用料

室名	面積 (㎡)	区分	基本使用料				
			午前	午後1	午後2	午後3	夜間
			9時30分から正午まで (2.5時間)	正午から 2時まで (2時間)	2時から 4時まで (2時間)	4時から 6時まで (2時間)	6時から 9時まで (3時間)
スタジオ2	67.52	平日	880円	770円	770円	770円	1,320円
		土・日・休日	1,050円	920円	920円	920円	1,580円
スタジオ3	24.87	平日	550円	440円	440円	440円	770円
		土・日・休日	660円	520円	520円	520円	920円
スタジオ4	33.16	平日	660円	550円	550円	550円	990円
		土・日・休日	790円	660円	660円	660円	1,180円
スタジオ5	22.28	平日	550円	440円	440円	440円	770円
		土・日・休日	660円	520円	520円	520円	920円
スタジオ9	17.93	平日	1時間につき220円				
		土・日・休日	1時間につき260円				
スタジオ10	13.59	平日	1時間につき220円				
		土・日・休日	1時間につき260円				

備考

- 1 使用者が営利等の目的に使用するときの使用料の額は、この表に定める基本使用料の100分の100を加算した額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、営利等の目的に使用しないときの使用料の額は、この表に定める基本使用料の100分の50を加算した額とする。
- 3 使用者がこの表に定める使用時間を超えて使用するときの使用料の額は、この表に定める基本使用料の額に、その超える使用時間1時間につき、この表の使用時間の午前、午後1、午後2、午後3又は夜間の区分に応じて、当該使用時間欄に掲げる基本使用料の額（午前9時30分までは午前欄、午後9時を超えるときは夜間欄に掲げる基本使用料の額）を当該使用時間欄に掲げる時間数で除した額を加算するものとし、この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は1時間として計算する。

- 4 使用時間には、準備及び設備等を原状に回復するために必要な時間を含むものとする。
- 5 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 6 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2（第9条関係）

柳井市立柳井図書館スタジオ設備等使用料

区 分	単 位	使用料
冷暖房	1時間につき	実費を超えない範囲内で市長が別に定める。
備品	1台につき	1回の使用料が1,100円の範囲内で市長が別に定める。
持込器具類	1KWにつき	1回の使用料が110円の範囲内で市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第21号

サンビームやない条例の一部改正について

サンビームやない条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

サンビームやない条例の一部を改正する条例

サンビームやない条例（平成17年柳井市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地域情報センター及び図書館」を「及び地域情報センター」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 2 2 号

柳井市文化福祉会館条例の一部改正について

柳井市文化福祉会館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市文化福祉会館条例の一部を改正する条例

柳井市文化福祉会館条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

教養室	61.77	1,320円	1,760円	1,980円
調理実習室	114.40	2,200円	2,750円	3,300円
会議室	60.06	1,320円	1,760円	1,980円

を

」

「

教養室	61.77	1,320円	1,760円	1,980円
調理実習室	114.40	2,200円	2,750円	3,300円
会議室	60.06	1,320円	1,760円	1,980円
多目的ルーム	56.91	1,320円	1,760円	1,980円

に改める。

」

別表第 3 中

「

教養室	1時間につき	310円	
調理実習室	1時間につき	600円	
会議室	1時間につき	300円	

を

」

「

教養室	1時間につき	310円	
調理実習室	1時間につき	600円	
会議室	1時間につき	300円	
多目的ルーム	1時間につき	290円	

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 23 号

柳井市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

柳井市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 4 日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

柳井市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年柳井市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の柳井市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第 4 条第 1 項第 6 号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、この条例による改正後の柳井市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第 4 条第 1 項第 6 号に規定する者とみなす。

## 議案第 24 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合に萩・長門清掃一部事務組合を加入させ、山口県市町総合事務組合規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 8 号及び同条第 11 号に規定する事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えること並びにこれに伴い山口県市町総合事務組合規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

柳井市長 井原 健太郎

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

別表第 1 中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

別表第 2 の 2 の項中「、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合」を「、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合」に改め、同表の 6 の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表の 8 の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区

衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改め、同表の11の項中「下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合」を「山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第25号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年柳井市条例第50号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

- 1 取得する財産 食器類洗浄機、食缶洗浄機、コンテナ洗浄機
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得価格 97,900,000円
- 4 取得の相手方 防府市大字浜方272番地の16

山口調理機株式会社 代表取締役社長 歳 弘 真 悟

(参 考)

購入品名	食器類洗浄機、食缶洗浄機、コンテナ洗浄機
納入場所	柳井市立学校給食センター
納 期	令和6年9月1日



議案第26号

市道路線の変更について

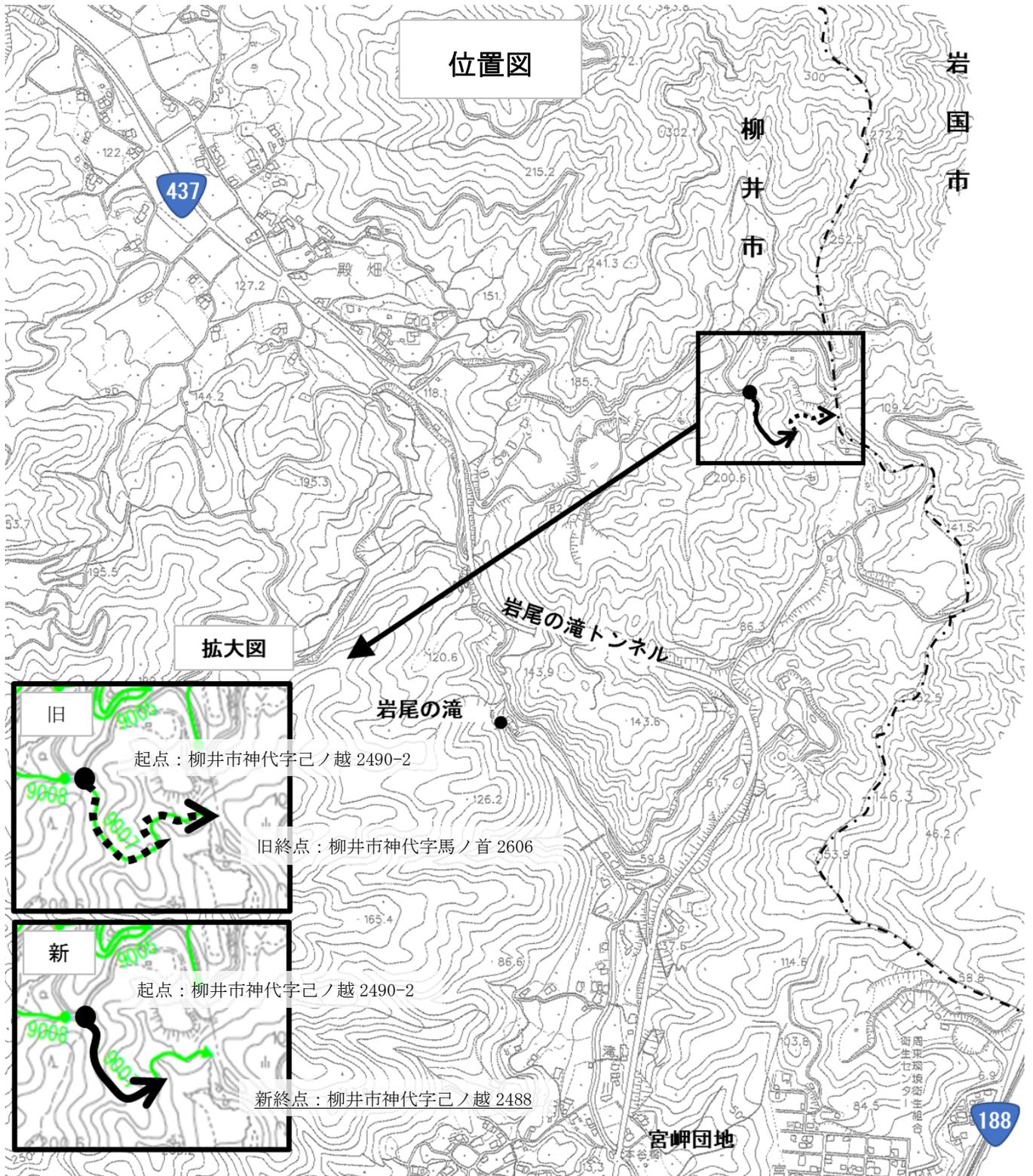
下記のとおり市道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

路線番号	区分	路線名	起 終 点 点	重要な経過地
9007	旧	己ノ越馬ノ首線	柳井市神代字己ノ越2490-2 柳井市神代字馬ノ首2606	己ノ越 馬ノ首
	新		柳井市神代字己ノ越2490-2 柳井市神代字己ノ越2488	己ノ越



線種	路線番号	区分	路線名	延長	幅員
	9007	旧	己ノ越馬ノ首線	300.0m	1.4~2.0m
		新		191.0m	

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

川 端 勝 教



報告第1号

平郡航路有限会社の経営状況について

令和5年度平郡航路有限会社の決算に関する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、報告する。

令和6年3月4日提出

柳井市長 井原健太郎

## 第48期(令和5年度) 事業報告書

平郡航路有限会社の第48期(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)の経営状況を次のとおり報告します。

### 1 決算状況及び期末剰余金の処理について

第48期における収益は、運航収益が7,980万3,359円、営業収益が299円、特別収益として、離島航路補助金が6,165万3,004円となり、合計額は1億4,145万6,662円となりました。前期と比較すると、9.8%の増収となっています。

これに対して費用は、運航費用が1億1,857万7,283円、営業費用が1,964万164円、合計額は1億3,821万7,447円となりました。前期と比較すると、7.6%の増額となっています。

その結果、収益から費用を差し引いた当期の純利益は、323万9,215円となりました。なお、国、県及び市からの離島航路補助金を除いた純損失額は、5,841万3,789円となっています。

期末剰余金の処理については、前期繰越欠損金2,978万3,311円に当期純利益を加算した2,654万4,096円を次期繰越欠損金として計上しています。

### 2 主要収支の増減理由について

運航収益については、旅客運賃収入が対前年82万310円の増収となり、手荷物運賃は1万1,610円の減収、自動車航送運賃は179万9,210円の減収、貨物運賃は70万1,480円の減収となっています。

雑収入については、船の定期検査の特別修繕準備金1,350万2,143円の戻し入れと、消費税還付金125万8,433円が含まれていることで、運航収益全体では、前期比1,298万1,372円の増収となっています。

費用については、燃料潤滑油費が、検査ドック時に潤滑油を新替えしたことと、A重油の年平均単価が1.83円上昇したことにより、前期比190万7,819円の増額となっています。船舶修繕費は5年に一度の定期検査に加え、老朽化に伴う修繕工事が増えたことで650万7,992円の増額となっています。

当航路は、平郡島の住民にとって日常生活に欠かせない物資の運搬、医療機関への通院等になくはない唯一の交通機関であります。今後も航路を維持するため安全運航を第一とし、適切な運航による経費の削減や地元住民との協働による輸送の拡大等、安定的な航路経営を目指すための努力を続けてまいります。

# 貸借対照表

平郡航路有限会社

令和5年9月30日現在

単位:円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	[ 48,785,261 ]	<b>【流動負債】</b>	[ 61,419,899 ]
現金	9,118	短期借入金	56,000,000
普通預金	40,488,015	未払金	4,623,804
未収入金	1,887,696	前受金	0
棚卸資産	1,754,721	預り金	796,095
仮払金	6,200	<b>【固定負債】</b>	[ 1,279,155 ]
前払費用	3,381,078	特別修繕準備金	1,279,155
未収還付消費税等	1,258,433	<b>負債合計</b>	<b>62,699,054</b>
<b>【固定資産】</b>	[ 3,869,697 ]		
(有形固定資産)	( 3,833,687 )		
構造物	2,006,209		
車両運搬具	4		
備品	2		
船舶備品	1,827,471		
船舶	1		
(投資その他の資産)	( 36,010 )		
長期前払費用	36,010		
<b>資産合計</b>	<b>52,654,958</b>		
		<b>純資産の部</b>	
		<b>【株主資本】</b>	[ -10,044,096 ]
		資本金	16,500,000
		(利益剰余金)	-29,783,311 )
		その他利益剰余金	-29,783,311
		繰越利益剰余金	-29,783,311
		<b>純資産合計</b>	<b>-10,044,096</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>52,654,958</b>

# 損 益 計 算 書

平郡航路有限会社

自 令和4年10月 1日  
至 令和5年 9月30日

単位:円

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【運航費用】</b>	<b>118,577,283</b>	<b>【運航収益】</b>	<b>79,803,359</b>
旅客費	3,653,964	旅客運賃	28,196,820
手荷物取扱費	49,097	手荷物運賃	490,970
自動車航送費	3,702,000	自動車航送運賃	28,169,130
貨物費	2,495,128	貨物運賃	6,399,430
燃料潤滑油費	37,256,828	郵便・信書便航送料	1,020,220
養缶水費	221,390	雑収入	15,526,789
港 費	1,240,068		
運航費用雑費	108,306		
船員費	43,988,543	<b>【営業収益】</b>	<b>299</b>
船舶消耗品費	1,078,307	受取利息	299
船舶修繕費	23,277,175		
船費雑費	1,078,042		
船舶備品費	428,435		
		<b>【特別収益】</b>	<b>61,653,004</b>
		航路補助金	60,211,961
<b>【営業費用】</b>	<b>19,640,164</b>	輸送補助金	1,441,043
船舶保険料	2,127,694		
賃借用船料	800,000		
航路附属施設費	1,394,850		
店 費	13,344,079		
輸送援助費	1,973,541		
<b>税引前当期純利益金額</b>	<b>3,239,215</b>		
<b>当期純利益</b>	<b>3,239,215</b>		
<b>合 計</b>	<b>141,456,662</b>	<b>合 計</b>	<b>141,456,662</b>

## 対前期比較

自 令和4年10月 1日  
至 令和5年 9月 30日 単位：円

期 科 目	第48期 (令和5年度) (令和4年10月 ～令和5年9月)	第47期 (令和4年度) (令和3年10月 ～令和4年9月)	増 減	前期対比
<b>1 収 益</b>				
<b>A 運航収益</b>	<b>79,803,359</b>	<b>66,821,987</b>	<b>12,981,372</b>	119.4%
1 旅客運賃	28,196,820	27,376,510	820,310	103.0%
2 手荷物運賃	490,970	502,580	-11,610	97.7%
3 自動車航送運賃	28,169,130	29,968,340	-1,799,210	94.0%
4 貨物運賃	6,399,430	7,100,910	-701,480	90.1%
5 郵便・信書便航送料	1,020,220	1,010,325	9,895	101.0%
6 雑収入	15,526,789	863,322	14,663,467	1798.5%
<b>B 営業収益</b>	<b>299</b>	<b>309</b>	<b>-10</b>	96.8%
1 受取利息	299	309	-10	96.8%
2 雑収入				
<b>C 特別収益</b>	<b>61,653,004</b>	<b>61,971,915</b>	<b>-318,911</b>	99.5%
1 航路補助金	60,211,961	60,151,767	60,194	100.1%
2 輸送補助金	1,441,043	1,817,939	-376,896	79.3%
3 固定資産売却益		2,209	-2,209	0.0%
4 繰越利益剰余金				
<b>収 益 計</b>	<b>141,456,662</b>	<b>128,794,211</b>	<b>12,662,451</b>	109.8%
<b>2 費 用</b>				
<b>A 運航費用</b>	<b>118,577,283</b>	<b>110,391,427</b>	<b>8,185,856</b>	107.4%
1 旅客費	3,653,964	3,589,237	64,727	101.8%
2 手荷物取扱費	49,097	50,258	-1,161	97.7%
3 自動車航送取扱費	3,702,000	3,780,277	-78,277	97.9%
4 貨物費	2,495,128	2,984,500	-489,372	83.6%
5 燃料潤滑油費	37,256,828	35,349,009	1,907,819	105.4%
6 養缶水費	221,390	196,400	24,990	112.7%
7 港費	1,240,068	1,247,977	-7,909	99.4%
8 運航費用雑費	108,306	107,794	512	100.5%
9 船員費	43,988,543	43,396,916	591,627	101.4%
10 船舶消耗品費	1,078,307	1,429,831	-351,524	75.4%
11 船舶修繕費	23,277,175	16,769,183	6,507,992	138.8%
12 船費雑費	1,078,042	980,065	97,977	110.0%
13 船舶備品費	428,435	509,980	-81,545	84.0%
<b>B 営業費用</b>	<b>19,640,164</b>	<b>18,083,873</b>	<b>1,556,291</b>	108.6%
1 船舶保険料	2,127,694	2,040,411	87,283	104.3%
2 船舶税金				
3 消費税		-442,911	442,911	0.0%
4 船舶利子				
5 船舶減価償却費				
6 航路附属施設減価償却				
7 賃借用船料	800,000	800,000	0	100.0%
8 航路附属施設費	1,394,850	965,175	429,675	144.5%
9 店費	13,344,079	13,280,155	63,924	100.5%
10 輸送援助費	1,973,541	1,441,043	532,498	137.0%
<b>C 特別損失</b>				
1 前期損益修正損				
2 固定資産除却損				
3 圧縮損				
<b>費 用 計</b>	<b>138,217,447</b>	<b>128,475,300</b>	<b>9,742,147</b>	107.6%
<b>3 差引当期純利益</b>	<b>3,239,215</b>	<b>318,911</b>	<b>2,920,304</b>	